|  |
| --- |
| 【鴻巣市はつらつデイサービス】この運営規程の例示はあくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。「＊＊＊」は開設者名（法人名）を、「△△△」は事業所の名称を記載。 |

△△△鴻巣市介護予防・日常生活支援総合事業における

はつらつデイサービス運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、＊＊＊が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する鴻巣市介護予防・日常生活支援総合事業における指定鴻巣市はつらつデイサービス（以下「はつらつデイサービス」という。）の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態（要援護者）にある利用者に対し、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な生活上の支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上及び活動的で生きがいのある生活を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市、地域包括支援センター、他のはつらつデイサービス指定事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　○×介護サービス

（２）所在地　鴻巣市○○丁目○番○号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名

管理者は、従事者および業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（２）従業者

　　　介護職員　○名以上

　　　利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　○曜日から○曜日までとする。

ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。←年末年始、GW、夏季休暇等を記載。

（２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。

（３）サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。

　　　↑複数単位の場合は、「１単位目　○時から○時まで　２単位目　○時から○時まで」と記載

（はつらつデイサービスの利用定員）

第６条　事業所の利用定員は、○人とする。

　　　　　　　↑複数単位の場合は「１単位目　○人、２単位目○人」と記載。

（はつらつデイサービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第７条　事業所で行う事業の内容は次のとおりとし、はつらつデイサービスを提供した場合の利用料の額は、市長が定める基準によるものとし、そのサービスが法定受領代理サービスであるときは、その１割又は２割の額とする。

（１）食事の提供

（２）入浴（一般浴・機械浴）

（３）日常生活動作の機能訓練

（４）健康状態のチェック

（５）送迎

２　その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

（１）第８条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する費用は

通常の事業の実施地域を越えた時点から１キロメートルあたり○○○円

↑この場合の交通費は実費の範囲内で設定。

（２）利用者の希望によりはつらつデイサービスに通常要する時間を超えてサービスを提供する費用　　３０分あたり　○○○円

（３）食費　一食当たり○○○円

（４）おむつ代　○○○円

（５）日常生活に要する費用　実費

|  |
| --- |
| ※定額で徴収するものについては運営規程で額を定めること。徴収費目が多く運営規程本文中に記載しにくい場合は、「費目及び金額は別表のとおり」と記載した上で、その具体的な内容をわかりやすく記載する。 |

３　事業の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、鴻巣市○○（　　　　　　　　　　　）の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第９条　従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

２　従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

1. 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
2. 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
3. 体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（緊急時等における対応方法）

第１０条　はつらつデイサービスの提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

（非常災害対策）

第１１条　事業所は、防火管理又は火気・消防等についての責任者を定め、火災・水害・土砂災害に対処するための非常災害対策を作成し、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行う。

（苦情処理）

第１２条　はつらつデイサービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供したはつらつデイサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供したはつらつデイサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

４　提供したはつらつデイサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生時の対応）

第１３条　利用者に対するはつらつデイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

３　利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

第１４条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１５条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修　採用後○ヶ月以内
2. 継続研修　年○回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。　　　　　　↑法人の代表者の役職を記載する。

附　則

この規程は、平成○年○月○日から施行する。

この規程は、平成○年○月○日から施行する。←事業開始した後変更した場合は施行の経過を記載する。